平成２８年（フ）第１０１７号
東京都町田市金井町2612番地168
債務者　中村　綾乃（旧姓白石・小島）
1　決定年月日時　平成28年11月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月27日まで
5　免責審尋期日　平成29年１月27日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２８年（フ）第２５号
熊本県阿蘇郡小国町大字宮原2744番地２
債務者　髙野　弘子
1　決定年月日時　平成28年11月24日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月31日まで
5　免責審尋期日　平成29年１月31日午後１時30分
熊本地方裁判所阿蘇支部破産係

平成２８年（フ）第１０９２号
東京都福生市大字福生1214番地２アリエッタ103号室
債務者　カジュール美知代
1　決定年月日時　平成28年11月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月３日まで
5　免責審尋期日　平成29年２月３日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２８年（フ）第５１３号
栃木県下都賀郡壬生町大字安塚1949番地１シャルールメゾン102、前住所栃木県宇都宮市西川田町220番地２
債務者　深澤みどり
1　決定年月日時　平成28年11月28日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月６日まで
5　免責審尋期日　平成29年２月３日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２８年（フ）第２３５７号
横浜市神奈川区白幡西町２番19―208号
債務者　竹島　和博
1　決定年月日時　平成28年11月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月16日まで
5　免責審尋期日　平成29年２月17日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第２４１４号
横浜市青葉区新石川１丁目９番地14　丸正ハイツ409
債務者　駒木根好文
1　決定年月日時　平成28年11月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月16日まで
5　免責審尋期日　平成29年２月17日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第２４３０号
横浜市中区本牧町１丁目22番地４　フィリシア石川町壱番館201号室
債務者　岡村　祥匡
1　決定年月日時　平成28年11月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月16日まで
5　免責審尋期日　平成29年２月17日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第３３号
愛媛県大洲市若宮314番地１　堀の内ハイツ203
債務者　濵田　博史
1　決定年月日時　平成28年11月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月17日まで
5　免責審尋期日　平成29年２月17日午後４時
松山地方裁判所大洲支部

平成２８年（フ）第２３３８号
神奈川県大和市林間１丁目２番15―504号
債務者　大越友紀子
1　決定年月日時　平成28年11月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月21日まで
5　免責審尋期日　平成29年２月22日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第２４２７号
横浜市戸塚区小雀町160番地
債務者　早川　幹男
1　決定年月日時　平成28年11月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月21日まで
5　免責審尋期日　平成29年２月22日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第２４２９号
横浜市磯子区磯子２丁目19番35―405号
債務者　藤原　教行
1　決定年月日時　平成28年11月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月21日まで
5　免責審尋期日　平成29年２月22日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

破産手続廃止

平成２８年（フ）第３１５７号
東京都北区栄町８番11号
破産者　株式会社富士製作所
1　決定年月日　平成28年11月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第３５０７号
東京都渋谷区神宮前２丁目18番21号
破産者　株式会社Ｇａｄｇｅｔ　Ｔ
1　決定年月日　平成28年11月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第４１７７号
東京都江戸川区松本２丁目36―８
破産者　関　　成明
1　決定年月日　平成28年11月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第４５６８号
東京都千代田区神田佐久間町４丁目５番
破産者　株式会社ＪＴＣ
1　決定年月日　平成28年11月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第４５６９号
千葉県船橋市八木が谷１丁目２－１－203
破産者　久米由紀夫
1　決定年月日　平成28年11月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第５６７０号
東京都江戸川区一之江６丁目１番１号、商業登記簿上の本店所在地東京都江戸川区東葛西２丁目30番８号
破産者　有限会社川翔
1　決定年月日　平成28年11月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部